

あると著している。しかし、現実には、これらの治療は、ほとんどその効果が見られず、半数以上の患者が再び麻薬を使用してしまっている。

この調査は、統計的な指標を把握するために計画されたのであるから、ここで、特定な結論を引き出そうとするのは無理である。がしかし、少くとも我々は次の事が言えるので

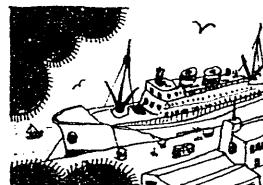
はないであろうか。つまり、これらの調査結果より、麻薬中毒の患者に関する問題を解決する鍵は、治療期間、治療方法そのものにかかっているということである。

The Department of Social Services of the City of New York. *Welfare*, Vol. II, No. 1, 1971.

(松本文子 国際社会福祉協議会・日本国委員会)

家族扶助計画における 郡の役割

(アメリカ)



全国地方公務員協会 (The National Association of County Officials) は現在47の各州に支部をもち、21,000人の会員をもつ団体であるが、この協会の特別委員会 (Task Force) で起草された福祉改革案が、1970年3月に協会の福祉運営委員会 (Welfare steering committee) と理事会で承認された。これは6月のジョージア州での全国大会に提出される。

この特別委員会の福祉改革案は、公的福祉

プログラムを次のように2つに分けている。

その第一は、雇用保障制度であり、これには充分に働きうる能力のある失業者と、潜在的に働く能力はあるが、しかしリハビリテーション・サービスの必要な失業者と、働く貧困者を包括するものである。

第2は、所得保障制度であり、これは老齢者、盲人、障害者、働きうる能力のないと判断される失業者、および児童やその他の被援

護者の保護のために家庭にとどまらざるをえない人びとに適用されるものである。

福祉改革案が実施されるには数年かかるかも知れないが、その方向の第一步として委員会は老齢者、盲人、障害者および単一の受給資格のあるニードをもった一般扶助受給者を含めた、単一のカテゴリーによるプログラムを考えている。また、特別委員会は現行の「被保護児童のある家族に対する扶助」(ADC) に代る「家族扶助プログラム」に好意をいたいでいる。

連邦と地方の責任

現在、雇用保障制度については、全国レベルでは労働省が、地方レベルでは各州の雇用局(課)が管理している。

特別委員会は「雇用保障制度」が、個人や家族のニードを満たすために財源増額の権限を持つなら、職業訓練や就労にもっと多くの関心をはらうであろうと考えている。

現在失業保険制度を除いて、雇用保障および所得維持プログラムの財源は連邦基金を通じて全てまかなわれている。そして通常の雇

用が見つけられない場合には、公共事業による雇用が準備されている。

そこで特別委員会はこれらの連邦と地方の責任について次のようなことがらを提案している。

まず第1には、連邦政府が貧困者に対するあらゆる扶助プログラムの財源および管理上の責任を負うこと。

第2は、社会サービスの管理は地方のレベルに残されること、および所得維持プログラムの管理が地方レベルに残されるかぎりは、これら二つの機能が区別される必要のあることである。

また特別委員会は、社会サービスはそのコミュニティに住むあらゆる人びとが利用出来るようなものであり、そのセンターは貧困者家族だけが利用できるようなサービス施設と同一視してはならないという考えである。

このようなセンターを通じて利用されるサービスには、インホメーションや紹介、家族カウンセリング、保護サービス等々がふくまれるであろう。児童や成人の保護サービスをのぞき、これらサービスの受け入れは自発的

なものである必要があろう。

これらのサービスについて、他の機関の責任であることがはっきりしているサービスはその機関にまかせるべきであり、とくに公的福祉機関において重複してはならない。

例えば、児童のデイ・ケアは福祉事務所によるよりはむしろ教育機関で準備される必要があるし、バスコントロールサービスは保健機関にまかせるべきである。

以上に述べたことが全国地方公務員協会の特別委員会案の要約である。

あらゆる人びとのためのサービスセンター

私は、現在、郡(county)にあるような福祉事務所(Welfare department)は廃止するべきであると考えている。地域への社会サービスの提供は、一般の人びとだけでなく福祉の対象者の支持のないような制度を通じては基本的に不可能である。

医料扶助(Medical Assistance)をふくみ、おそらく5年以内に財政援助プログラムについての全ての責任を、連邦政府が負うようになるであろう。

社会サービスのプログラムは地方の責任として残されるであろう。福祉事務所の廃止とあらゆる人びとに利用されるようなセンターの設置によって、社会サービスはより適切なものになるであろう。

結婚の問題や児童養育の問題、あるいはその他の問題をもった人びとは、現在の福祉事務所を通じてよりも、このようなセンターによるサービスを求めるようになるであろう。

同時にこのようなセンターは、もっとコミュニティの協力を得て、コミュニティ全体の生活の改善にさらに効果的な役割を果たすことができる。

コミュニティの参加

それには、それぞれのコミュニティにおいて注意深い研究と計画が必要とされる。このようなコミュニティ研究がおこなわれなければ、この危険な時代には感情的な訴えにもとづく解決に陥りがちである。

福祉事務所が25年前のナチスドイツの親衛隊(S. S. Troops)に似ているという印象を残したくないが、しかしコミュニティや人びと

の参加がないことでは類似性がある。親衛隊では「これが君たちの仕事である。それをやりたまえ、けれど我々を仔細なことでわざらわしてはならない」ということが言われていた。

現在福祉事務所は全国に設置されている。そこで働く職員は、福祉プログラムがもはや役にたたず、変えることが必要であると言っているが、当局は、仔細なことでわざらわされたくないのである。

しかしながら我々はいろいろな問題についてもはや無知ではない。

地方のコミュニティで働く我々は、我々のプログラムについて事実を知らせる責任がある。

私は、コミュニティは独自で研究しうること、さらに、そのコミュニティの必要なサー

ビスにもっと意味があり役に立つように、社会サービスの新らしい配分制度を再びつくりかえるようになることを確信している。

州や連邦の政府に、地方のコミュニティが当面している数多くの複雑な問題の解決をまかせることは出来ない。

各地方のコミュニティが、経験と調査と準備するべきサービスの新らしい方法を計画する必要がある。この責任はそれぞれのコミュニティにまかされているのであり、このことが、70年代における郡の役割であると考えている。

Allen Sigafus, *The Role of the Counties Under the Family Assistance Plan, Public Welfare*, January. Vol. XXIX, No. 1. 1971, pp. 80—83.

(門脇久子 社会保障研究所)

(Bundesministerium für Jugend Familie und Gesundheit) が示した最も新しい統計である。

1 児童手当 (Kindergltd) 制度

- ・児童が2人またはそれ以上いる家庭には児童手当が支給される。ただし、児童がすでに他の法律による類似の給付を受けている場合には対象から除外される(類似の他の給付とは、公務員に対する児童加算給付、災害保険法による児童加算、年金法による児童加算等である)。また、ただ2子のみを有する家庭に対しては、前年度の収入が夫婦合わせて13,200 DM (1,100DM 1カ月) を超えない場合のみ給付の対象となる。

家庭政策の動向

(西ドイツ)

以下は家庭に対して行われる種々の給付ならびに恩典について、児童、家庭、保健省